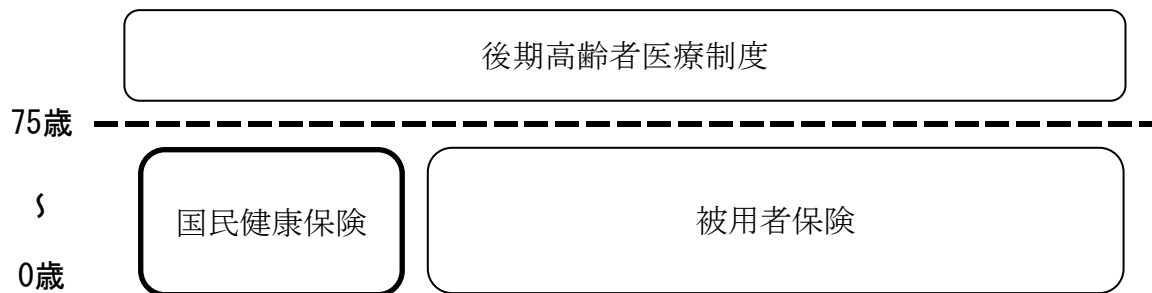


宇治市国民健康保険事業について

1. 国民健康保険について

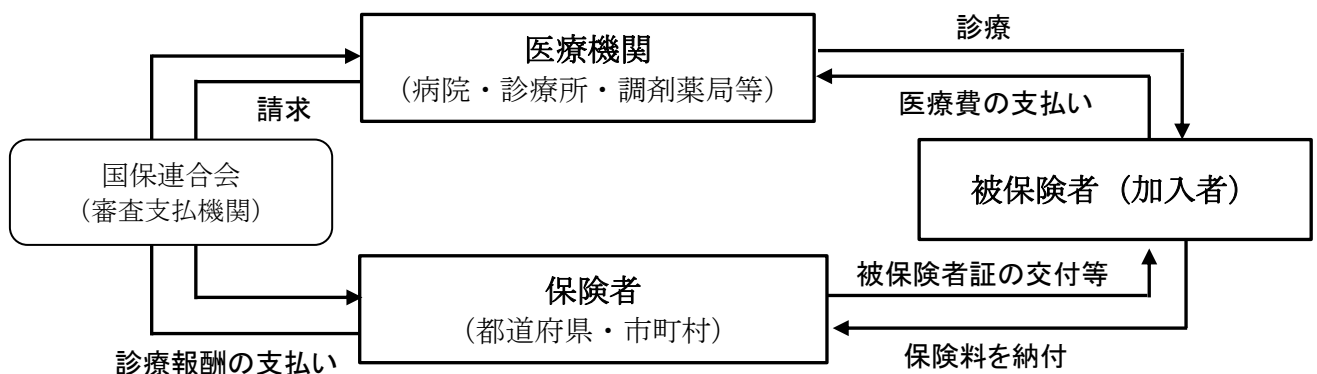
我が国では、「国民皆保険制度」により、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入することとされており、国民健康保険は、被用者保険（職場の健康保険）や75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度に加入している、または生活保護を受給している方を除くすべての方が加入している医療保険です。

○ 公的医療保険の体系



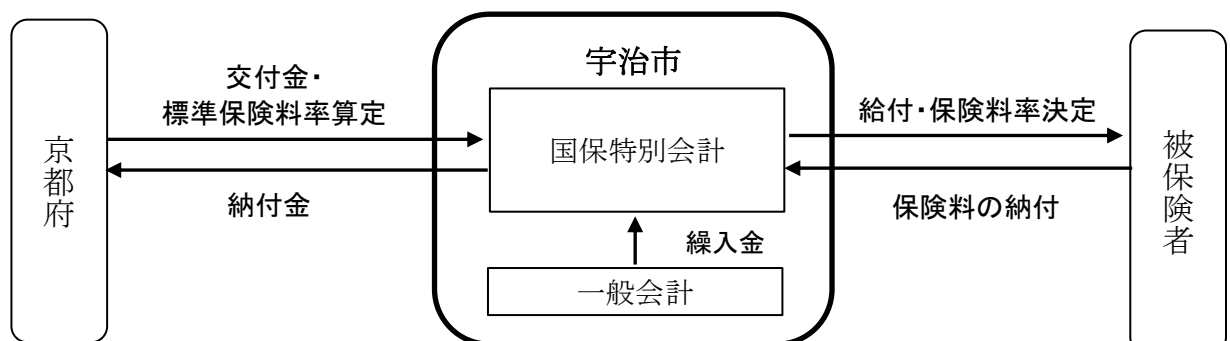
○ 国民健康保険の仕組み

<保険診療等における主な流れ>



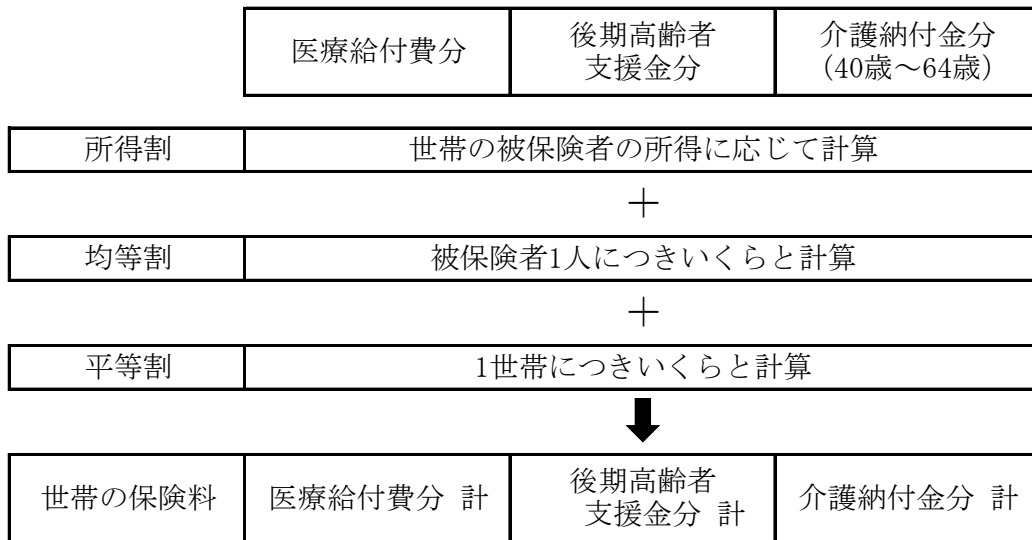
<保険者における財政の主な仕組み>

平成30年度の制度改革に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となり、標準保険料率の算定や保険給付（診療報酬）の支払いに必要な費用を市町村に交付します。



○ 保険料の仕組み

保険料は、被保険者の所得や人数などに応じて、世帯単位で決定します。



(参考) 令和2年度 保険料率

(単位：%，円)

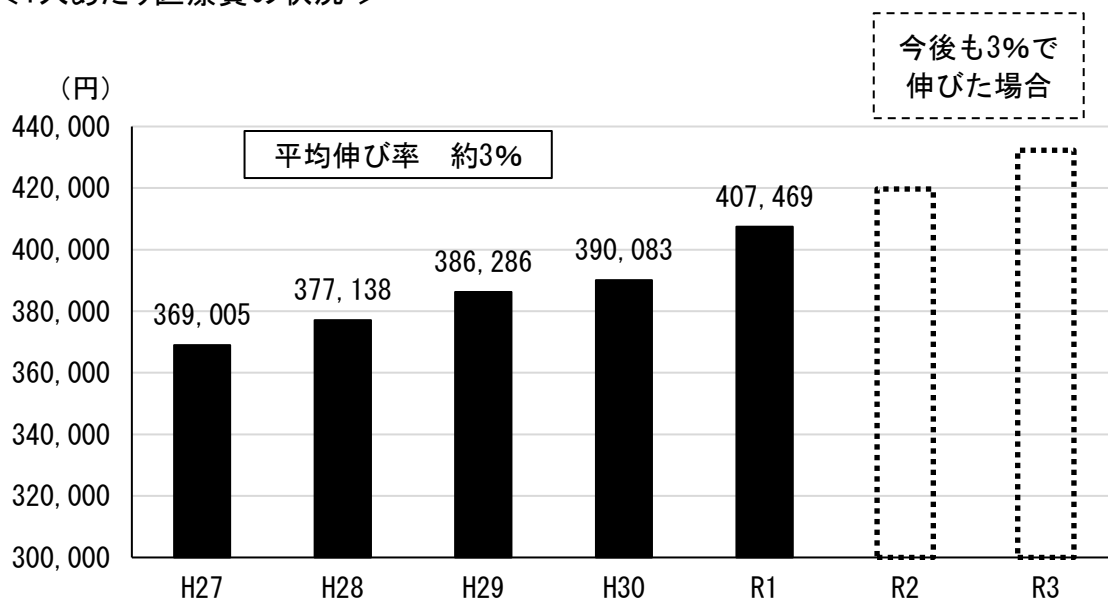
	医療分			後期分			介護分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
本市	7.56	25,400	17,500	2.75	9,100	6,300	2.67	10,900	5,500
標準保険料率	7.86	27,400	18,500	2.86	9,600	6,500	2.80	11,400	5,700

2. 本市の国民健康保険における課題等について

○ 1人あたり医療費

1人あたり医療費は、上昇傾向が続いています。

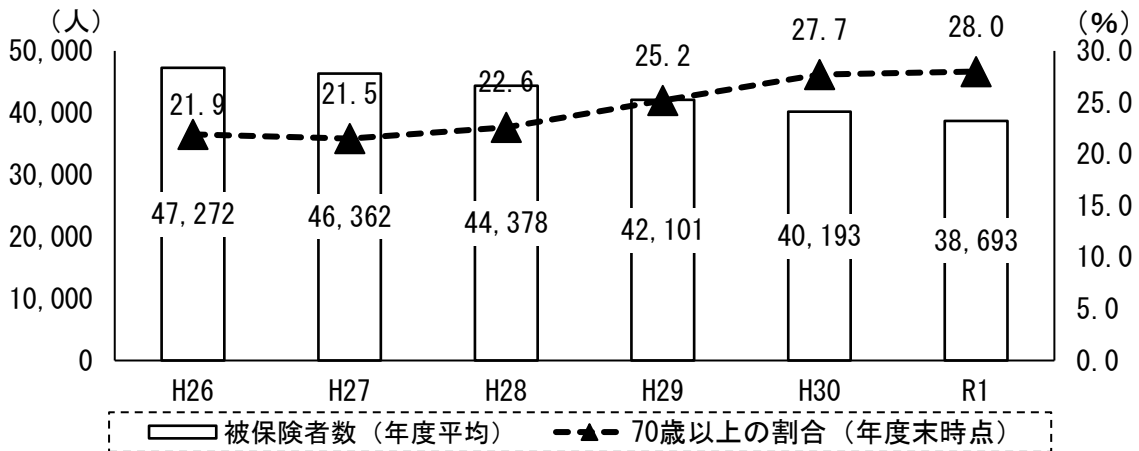
<1人あたり医療費の状況>



○ 被保険者数

被保険者数は減少傾向が続いているとともに、高齢化も進む傾向にあります。

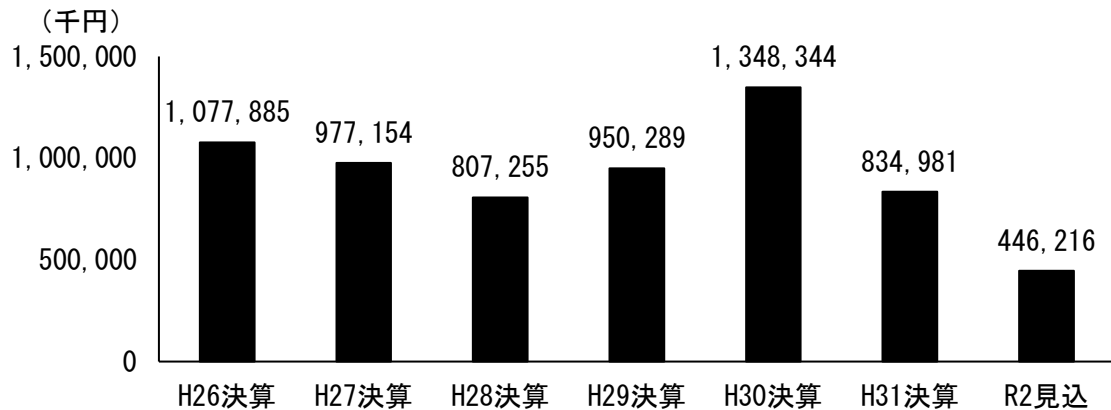
<被保険者数の状況>



○ 基金

財源対策や保健事業等に活用しており、今後の持続可能な活用のあり方について引き続き検討する必要があります。

<基金残高の状況>



○ 収納率

収納率の向上は、国保財政の安定化や被保険者間の負担の公平性の観点、保険料の算定にも影響することから、非常に重要です。なお、令和2年4月1日より、京都地方税機構へ保険料の滞納整理事務を移管しています。

<収納率の推移>

現年度分	H27	H28	H29	H30	R1
宇治市	93.83%	93.55%	94.12%	94.27%	93.45%
府内市平均	93.69%	93.86%	94.39%	94.75%	94.76%

滞納繰越分	H27	H28	H29	H30	R1
宇治市	8.58%	9.77%	9.44%	9.97%	18.20%
府内市平均	17.52%	18.88%	20.91%	28.71%	30.58%

3. 国民健康保険運営協議会について

国民健康保険運営協議会とは、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換等や市町村長への意見の具申（答申）等を行うために設けられており、被保険者代表、保険医等代表、公益代表、被用者保険代表で構成されています。

○ 宇治市国民健康保険運営協議会について

- ・ 委員数 19名
(被保険者代表6名、保険医等代表6名、公益代表6名、被用者保険代表1名)
- ・ 任期 3年（次期任期 令和元年6月1日～令和4年5月31日）
※令和元年度の任期より3年となりました（旧任期は2年間）

○ 令和元年度の開催状況

令和元年11月21日（木）	第1回（前年度決算等）
令和2年 1月 9日（木）	第2回（諮問、当該年度決算見込等）
1月23日（木）	第3回（次年度保険料率等）
1月28日（火）	第4回（次年度保険料率、答申案）
1月31日（金）	答申（会長・副会長のみ）

○ 次年度の事業運営が決定するまでの流れについて

